

訪問看護・介護予防訪問看護利用料

令和 6 年 6 月 1 日現在

【介護保険】

(1) 利用者負担及び利用料の細目

* 当地域は、5 級地 1 単位単価 10.70 円で計算をしております。

(2) 下記* (2) のサービス提供体制加算の該当する事業所になります。

算定要件が整った月に関しては、* (3) の看護体制強化加算を算定いたします。なお (3) の算定要件が変更になった場合には、事前にお伝えするものとします。

* (2) サービス提供体制強化加算 I

看護師等の研修計画が作成され、計画に従って研修が実施されること	6 単 位 回
留意事項の伝達、技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと	
全ての看護師等に対し、健康診断を行こと	
看護師等の総数のうち、勤続経験 7 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上	

サービス提供体制強化加算 II

看護師等の研修計画が作成され、計画に従って研修が実施されること	3 単 位 回
留意事項の伝達、技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと	
全ての看護師等に対し、健康診断を行こと	
看護師等の総数のうち、勤続経験 3 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上	

* (3) 看護体制強化加算 (I) 550 単位/月 (II) 200 単位/月 (介護予防) 100 単位/月

緊急時訪問看護加算の算定割合が 50%以上の要件の継続が 6 カ月以上	I・II 共通
特別管理加算の算定割合が 20%以上の要件の継続が 6 カ月以上	I・II 共通
ターミナルケア加算算定者が 12 月で 5 名以上	I
ターミナルケア加算算定者が 12 月で 1 名以上	II

(4) 以下令和 6 年 6 月の介護報酬改定に伴う単位・利用料金表になります。

表 1～表 4 は、要介護者・要支援者に分けた基本料金部分になります。

表 5 以下は各加算になります。表 1 6 は介護保険対象外の自費料金になります。

表 1 訪問看護 看護師等

	20 分未満	30 分未満	30 分以上 1 時間 未満	1 時間以上 1 時 間半未満
単位	314 単位	471 単位	823 単位	1128 単位
利用者負担 1 割	335 円	503 円	880 円	1206 円
利用者負担 2 割	671 円	1007 円	1761 円	2413 円
利用者負担 3 割	1007 円	1511 円	2641 円	3620 円

表 2 介護予防訪問看護 看護師等

	20 分未満	30 分未満	30 分以上 1 時間 未満	1 時間以上 1 時 間半未満
単位	303 単位	451 単位	794 単位	1090 単位
利用者負担 1 割	324 円	482 円	849 円	1166 円
利用者負担 2 割	648 円	965 円	1699 円	2332 円
利用者負担 3 割	972 円	1447 円	2548 円	3498 円

表 3 訪問看護 理学療法士等

	1 日に 2 回以下の場合	1 日に 2 回を超えた場合
単位	294 単位	265 単位
利用者負担 1 割	314 円	283 円
利用者負担 2 割	629 円	567 円
利用者負担 3 割	943 円	850 円

注 1) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護を行った場合の利用料等です。1 回あたりの時間は 20 分です。看護職員と理学療法士は情報共有し、訪問看護計画書及び報告書について、連携して作成する事が要件であり、看護職員の定期的な訪問により、利用者の状態について適切に評価することになっています。また理学療法士等による訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに行う訪問とされています。

表 4 介護予防訪問看護 理学療法士等

	1 日に 2 回以下の場合単価	1 日に 2 回を超えた場合単価
単位	284 単位	142 単位
利用者負担 1 割	303 円	151 円
利用者負担 2 割	607 円	303 円
利用者負担 3 割	911 円	455 円

- 注1) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護を行った場合の利用料等です。1 回あたりの時間は 20 分です。看護職員と理学療法士は情報共有し、訪問看護計画書及び報告書について、連携して作成する事が要件であり、看護職員の定期的な訪問により、利用者の状態について適切に評価することになっています。また理学療法士等による訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに行う訪問とされています。
- 注2) 介護予防訪問看護を開始した月から 12 か月を超えて利用者に介護予防訪問看護（理学療法士）を行った場合には、金額が変わります。

表 5 早朝・夜間・深夜に訪問看護を行った場合の加算（1 回につき）

	早朝（6:00～8:00）	夜間（18:00～22:00）	深夜（20:00～6:00）
加算される利用者負担	表 1 表 2 記載の各利用者負担の 25%加算	表 1 表 2 記載の各利用者負担の 25%加算	表 1 表 2 記載の各利用者負担の 50%加算
加算される利用料	表 1 表 2 記載の各利用料の 25%加算	表 1 表 2 記載の各利用料の 25%加算	表 1 表 2 記載の各利用料の 50%加算

注 1) 訪問看護のサービス開始時間が加算の対象となる時間帯にある場合に加算になります。

表 6 長時間訪問看護を行った場合の加算（1 回につき）

	訪問看護に特別な管理を必要とする利用者に対し、所要時間 1 時間以上一時間半未満の訪問看護を行ったあとに引き続き訪問看護を行う場合であって、当該訪問看護の所用時間を通算した時間が 1 時間半以上となる場合
加算される単位数	300 単位
加算される利用者負担 1 割負担	321 円
加算される利用者負担 2 割負担	642 円
加算される利用者負担 3 割負担	963 円

注 1) 「特別な管理を必要とする」とは、表 8 注 1) 注 2) に該当する者

表 7 緊急時訪問看護加算：利用者の同意を得て、24 時間連絡できる体制にあって、計画的に訪問する事になっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合

	緊急時訪問看護加算Ⅰ 看護業務負担の軽減の策がとられている場合	緊急時訪問看護加算Ⅱ 看護業務負担の軽減の策が十分でない場合
加算される単位数	600 単位	574 単位
加算される利用者負担 1 割負担	642 円	614 円
加算される利用者負担 2 割負担	1284 円	1228 円
加算される利用者負担 3 割負担	1926 円	1842 円

注 1) 状況に応じて、電話での対応、緊急時訪問の実施があります。必ずしも訪問を実施するものではありません。

注 2) 「計画的に訪問する事になっていない緊急時訪問」を実施した場合は、その緊急時訪問に応じた所定単位数による利用料等を算定します。但し、1 月以内の 2 回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算も算定します。

表 8 特別管理加算

	訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、事業所が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	
	特別管理加算（Ⅰ）	特別管理加算（Ⅱ）
加算される単位数	500 単位	250 単位
加算される利用者負担 1 割負担	535 円	267 円
加算される利用者負担 2 割負担	1070 円	535 円
加算される利用者負担 3 割負担	1605 円	802 円

注 1) 特別管理加算（Ⅰ）は、在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを入れている状態

注 2) 特別管理加算（Ⅱ）は、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。人工肛門または人工膀胱を設置している状態。真皮を超える褥瘡の状態。点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められている状態。

表 9 ターミナルケア加算

	在宅で死亡した利用者に対して、事業者がその死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上ケアを行った場合
加算される単位数	2500 単位
加算される利用者負担 1 割負担	2675 円
加算される利用者負担 2 割負担	5350 円
加算される利用者負担 3 割負担	8025 円

表 10 初回加算

	初回加算（Ⅰ）新規に訪問看護計画書を作成し、病院・診療所等から退院した日に、看護師が初回の訪問看護を行った場合に算定。ただし初回加算（Ⅱ）を算定している場合は算定しない。 初回加算（Ⅱ）新規に訪問看護計画書を作成し、初回の訪問看護を行った月に算定。ただし初回加算（Ⅰ）を算定している場合には算定しない。過去 2 ヶ月において、訪問看護の提供を受けてない場合で新たに訪問看護計画書を作成した場合も算定。	
	初回加算（Ⅰ）	初回加算（Ⅱ）
加算される単位数	350 単位	300 単位
加算される利用者負担 1 割負担	374 円	321 円
加算される利用者負担 2 割負担	749 円	642 円
加算される利用者負担 3 割負担	1123 円	963 円

表 11 口腔連携強化加算

	看護師等が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1 月に 1 回限り加算。
加算される退院	50 単位
加算される利用者負担 1 割負担	53 円
加算される利用者負担 2 割負担	107 円
加算される利用者負担 3 割負担	160 円

表 1 2 退院時共同指導加算

	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の利用者が退院または退所するに当たり、主治医等と共同し、在宅での療養上必要な指導を行う場合
加算される単位数	600 単位
加算される利用者負担 1 割負担	642 円
加算される利用者負担 2 割負担	1284 円
加算される利用者負担 3 割負担	1926 円

表 1 3 看護・介護職員連携強化加算

	看護職員が訪問介護員に対し、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成および緊急時等の対応について助言を行い、訪問介護員に同行し実施状況を確認
加算される単位数	250 単位
加算される利用者負担 1 割負担	267 円
加算される利用者負担 2 割負担	535 円
加算される利用者負担 3 割負担	802 円

表 1 4 複数名による訪問看護に係る加算

	二人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合	
	30 分未満の場合	30 分以上の場合
加算される単位数	254 単位	402 単位
加算される利用者負担 1 割負担	271 円	430 円
加算される利用者負担 2 割負担	543 円	860 円
加算される利用者負担 3 割負担	815 円	1290 円

別に厚生労働大臣が定める基準において、同時に複数の看護師等が一人の利用者に計画的に訪問看護を行ったときに、二人目の従事者の所要時間によって加算する。

別に厚生労働大臣が定める基準

- 利用者の身体的理由（体が大きいなど）で一人の看護師等では困難と認められる場合
- 暴力行為、著しい迷惑行動、器物破損行為などが認められる場合
- そのほか利用者の状況から判断して、上記に準ずると認められる場合

表 1 5 高齢者虐待防止措置未実施減算：虐待の発生を防止するための指針整備等

実施	
未実施	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算

<介護保険料金以外>

表 1 6 エンゼル料

エンゼル料	13200 円 (税込み)
-------	---------------

* 区分支給限度基準額を超えたサービス利用の場合、保険料の滞納等により介護保険法の保険給付の制限を受けている場合、居宅サービス計画（ケアプラン）に位置づけられていない場合は、10 割負担になりますので、ご了承ください。